令和２年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会定例会

議案参考資料

かずさ水道広域連合企業団

令和２年１１月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会資料目録

議案番号	件　　名	頁
議案第２号	かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1

新旧対照表

○議案第２号　かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
（育児休業をすることができない職員） 第２条　法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　略 (4)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）・（イ）　略 （ウ）　１週間の勤務日が３日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で１年間の勤務日が１２１日以上である非常勤職員 イ・ウ　略 （法第２条第１項の条例で定める日） 第３条の２　法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2)　略 (3)　１歳から１歳６月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とさ	（育児休業をすることができない職員） 第２条　法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3)　略 (4)　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア）・（イ）　略 （ウ）　勤務日の日数を考慮して広域連合企業長が定める非常勤職員 イ・ウ　略 （法第２条第１項の条例で定める日） 第３条の２　法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2)　略 (3)　１歳から１歳６月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とさ

れた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６月到達日

ア　略

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

（ア）　当該子について、児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の１歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

（イ）　常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の１歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次のいずれかに該当する場合

ａ　死亡した場合

ｂ　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子

れた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６月到達日

ア　略

イ　当該子の１歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合

を養育することが困難な状態になった場合

c　当該子と同居しないこととなった場合

d　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である場合又は産後８週間を経過しない場合

（法第２条第１項の条例で定める場合）

第３条の３　法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６月到達日の翌日（当該子の１歳６月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1)　略

(2)　当該子の１歳６月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として次のいずれかに該当する場合

ア　当該子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の１歳６月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

イ　常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の１歳６月到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次のいずれかに該当する場合

（法第２条第１項の条例で定める場合）

第３条の３　法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６月から２歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳６月到達日の翌日（当該子の１歳６月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

(1)　略

(2)　当該子の１歳６月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として広域連合企業長が定める場合に該当する場合

（ア）　死亡した場合 （イ）　負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合 （ウ）　当該子と同居しないこととなった場合 （エ）　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）以内に出産する予定である場合又は産後８週間を経過しない場合	
（法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第５条　法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	（法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情） 第５条　法第２条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
(1)～(5)　略	(1)～(5)　略
(6)　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。	(6)　配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
(7)・(8)　略	(7)・(8)　略